



板一中だより

2024年10月31日



学びのエリア7年生：120名 8年生：118名 9年生：126名 計364名

板橋区小中一貫教育「板一中小中一貫学びのエリア」（板二小・板六小・板七小・板一中）

板橋区児童虐待防止対応ガイドラインをよみとく

校長 伊藤 聡

次代を担う板橋区の子もたちの健やかで心豊かな成長のために板橋区では、令和4年4月にすべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する、子ども・家庭、地域の子育て機能の



総合支援拠点として、「板橋区子ども家庭総合支援センター」を開設し、この年の7月からは児童相談所として役割を果たしています。そして今年の6月からは子ども家庭センター機能も動き始めて、この2つの相談機能で更なる支援の実現を目指しています。

さて、この場所ではどのような対応が行われているのかをガイドラインで確認すると、①生命、生存及び発達に対する権利、②子どもの最善の利益、③子どもの意見の尊重、④差別の禁止、この4つの原則を保障することを最優先に相談援助活動を行うことが明記されています。

中学校は、児童虐待に関わりがある場合に連携をすることがあります。この児童虐待には4つの種類があり、**身体的虐待**（殴る、ける、たたく、家の外にしめだす など）、**性的虐待**（子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など）、**ネグレクト**（食事を与えない、乳幼児を家に残して外出する、ひどく不潔なままにする、病気やケガをしても病院に連れて行かない など）、**心理的虐待**（言葉により脅かす、無視をする、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で夫婦げんかや配偶者・パートナーに対して暴力をふるう（DV） など）になります。そして、これらの児童虐待に関わる相談対応件数の増加と子どもの生命が奪われる重大な事件が後を絶たないことから、毎年11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しているという現状があります。

さらに児童虐待以外にも、聞き慣れない言葉かもしれませんが「特定妊婦」への支援や「ヤングケアラー」への支援が行われています。このことを考えると「妊娠・出産期から一貫した切れ目のない支援」を目指して、板橋区の宝である子どもたちが健やかで心豊かに成長できるように支援をしてくれる場所であることが分かります。子どものしつけや不登校、障がいや非行などについてお悩みの場合、また、保護者の病気等で子どもを育てることが難しい場合など、お子さんや子育てに関するお悩みは、子ども家庭総合支援センター相談窓口でも相談ができます。03-5944-2373（平日、午前8時30分から午後5時まで）

（裏面には、窓口での相談例を掲載）



相談の種類 （板橋区子ども家庭総合支援センターのホームページより）

○養護相談

虐待の相談や、保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労などで、子どもを育てることが難しいと感じているとき など

相談例

子育てではじめてで、わからないことがたくさんある。
身近に相談する人がいないので、一人で悩みを抱え込んでしまっている。
急に入院が必要となってしまったが、子どもの世話をしてくれる人がいない。
イライラして子どもに当たっては、後悔を繰り返している。

○障がい相談

知的障がいの相談（愛の手帳の相談含む。）、ことばの遅れ相談、肢体不自由相談、重症心身障がい相談など、障がいに関する相談

相談例

ほかの子に比べて言葉が遅いようで、心配している。
落ち着きがなく、友達ともうまく遊べない。

○育成相談

不登校や家庭内暴力、引きこもり等の子どもの行動、しつけなどの相談

相談例

登校する時間になるとお腹を痛がり、学校を休んでしまう。
わがままや反抗的な態度が多く、困惑している。

○非行相談

家出、盗み、浮浪、暴力などの相談

相談例

無断で外泊したり、注意したりすると暴力を振るうようになってしまった。
お金も払わず、お店の物を持ってきてしまうことが多くなってきた。

○保健相談

一般的健康管理に関する相談（乳児、早産児など）